

東社協 福祉施設経営相談室だより 51平成18年9月15日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

都大田都税が公判前に課税決定を取り消す！

社福法人響会固定資産税課税処分取消提訴で第1回公判を前に (全2枚)

東京地裁、訴えを却下へ、実質勝訴

相談室だより 50で既報のとおり、大田都税事務所から851千円余の固定資産税賦課処分を受けた社会福祉法人響会は、平成18年5月29日、東京都を被告として賦課処分の取消を求めて提訴(代理人 多久島耕治弁護士)していましたが、東京都の時間不足を理由とした申出により2か月延期された第1回口頭弁論(9月12日)を前に、東京都大田都税事務所固定資産税課長名により、平成18年8月31日付で「職員用諸設備」に対する課税決定を取り消し、修正後税額を0円とする旨の減免及び非課税とする更正決定(固定資産価格等修正通知書)を同会に送付してきました。

これをうけ、9月12日開かれた同裁判では、10月31日に訴えの利益がなく却下の方向で結審される見込みとなりました。

そもそも、今回の賦課処分は「(非課税物件は)施設等の運営上直接、必要な土地・家屋及び償却資産」に限るとし、職員用部分はこれに該当しないとして課税したものです。

東京都主税局は、**直接**という要件が社会福祉法人に係る地方税法に規定されていないにも関わらず、課税処分を行ってきたものである。公判で自らの課税決定の正当性の論述を行うことをせず公判前に訴えの利益をなくすという手法は、社会福祉法人に対する説明責任を果たしていないものであり、少なくとも課税決定した社会福祉法人には何らかの釈明がなされるべきであります。

こうした今回の事態は平成15年度からの課税行政の変容によるものですが、これが組織的なものなのか等不明なところはありますが、いずれにしても課税行政の公平さに対する信頼を大きく揺るがしたと言えます。

他方、大田都税事務所と同じく「職員用諸設備」に対する課税決定をしている他の都税事務所においてはどのような対応が図られるのであろうか。これらについては、東京都主税局として現場まかせでない統一した、かつ、地方税法に則った対応が不可欠であることが今回の重要な教訓と考えられます。

職員専用部分に係る固定資産税の課税決定を受けている社会福祉法人等においては、今回の更正決定を根拠に還付請求(時効5年間)及び今後に係る非課税決定(固定資産価格等修正通知書)を受けることを検討していただきたいと存じます。至急当相談室にご相談ください。

社会福祉法人響会宮川宗雄理事長の談話

私ども社会福祉法人響会は、すでに皆様御案内のとおり、更衣室等職員用の設備は特別養護老人ホームの用に供する範囲外であるとする固定資産への課税（取得税を含め17・18年度計851,800円）に対し、社会福祉法人の存在意義否定につながるものと考え多久島耕治弁護士に代理人をお願いして、去る5月29日東京地裁に提訴いたしました。

第1回口頭弁論が9月12日とされていたところ都主税局による再度の実地調査が8月15日にあり、その結果、非課税とする修正、取消通知を8月31日付で受け取りました。

裁判上訴えの利益がなくなるので、10月31日に予定される判決では訴えは却下されるものと見込まれます。課税不当を訴える審査請求に対し、都側は棄却の裁決を行ないながら、その裁決を取り消すことなく修正非課税とする扱いには、割り切れない思いであります。

また、特別養護老人ホームは人的、物的総合体であって人的設備（職員）と物的設備が一体となって福祉サービスを提供するものであり、両者は切り離せないことの主張及び従来非課税であったものに課税するには、法的根拠が必要なことの主張等を裁判上明らかにして、都主税局長通知の内容及びその解釈の誤りを正して頂く機会が失われたことは大変残念であります。

しかしながら、この一年間訴えて来た結果として職員用と明示した設備（食堂、更衣室、トイレ、シャワー室等）について、非課税とされたことは事実として都内全社会福祉法人へのこれまでの課税と今後の課税の取扱いに大きな影響があると考えます。

社会福祉法人の運営は増々厳しくその存在意義を確実にするためには適切かつ公正な運営が求められます。非課税という優遇措置もそうした適正な活動があって始めて認められると言うべきでしょう。

今回の提訴に至る活動を支えてくださった東京都社会福祉協議会ははじめ、高齢者施設福祉部会の皆様、都内社会福祉法人の各位に厚く御礼申し上げます。

殊に理論構成を支えて頂いた多久島弁護士に感謝を申し述べ、お礼の言葉といたします。

社会福祉法人 響会
理事長 宮川 宗雄

相談室だより 50、訴訟全文は東社協H・P（初期画面 事業案内 経営相談事業）に掲載していますので、是非ご覧ください。